

令和元年度事業認定事務内訳表

令和2年3月26日現在

No.	種別	起業者	事業名	申請年月日	処分年月日	事務に要した日数 (補正期間を含む)	徴収手数料	面積(m ²)		事業費(千円) (用地費及び補償費)	地権者数	取得完了 申出年月日	事前説明会 実施日	備考
								収用	使用					
1	31	安城市	(仮称)新北部学校給食共同調理場建設事業	H31.03.25	R1.05.21	58日	前年度受領	9,731.28	0.00	4,287,314 (315,000)	8	R1.06.13	H30.11.22	前年度より繰越
2	32	北名古屋衛生組合	温水プール建設運営事業	H31.03.28	R1.06.28	93日	前年度受領	5,557.72	0.00	2,067,435 (237,300)	6	R2.03.26	H31.02.25	前年度より繰越
3	32	海部郡飛島村	飛島村すこやかセンター駐車場整備事業	R1.05.20	R1.06.14	26日	158,000	5,650.00	0.00	264,615 (158,144)	3	R1.07.24	H30.11.30	
4	22	清須市	(仮称)清須市一場公民館新設事業	R1.12.19	R2.02.04	48日	158,000	2,628.12	0.00	398,351 (89,253)	5	R2.03.13	R1.11.28	
4件			令和元年度認定分			平均所要日数	56.25	—		0.00 23,567.12	0.00	7,017,715 (799,697)	22	
2件			令和元年度申請分			平均所要日数	37	316,000		0.00 8,278.12	0.00	662,966 (247,397)	8	

上段(建物)
下段(土地)

- ※
- 1 道路法(昭和27年法律第180号)による道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道若しくは専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)又は駐車場法(昭和32年法律第106号)による路外駐車場
 - 5 国、地方公共団体、土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
 - 21 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設
 - 22 社会教育法による公民館(同法42条に規定する公民館類似施設を除く。)若しくは博物館又は図書館法による図書館(同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。)
 - 23 社会福祉事業法による社会福祉事業若しくは更正保護事業法による更正保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学
 - 24 国、地方公共団体等が設置する病院、療養所、診療所等
 - 31 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設
 - 32 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設
 - 35 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設

令和2年度事業認定事務内訳表

令和3年2月19日現在

No.	種別	起業者	事業名	申請年月日	処分年月日	事務に要した日数 (補正期間を含む)	徴収手数料	面積(m ²)		事業費(千円) (用地費及び補償費)	地権者数	取得完了 申出年月日	事前説明会 実施日	備考
								収用	使用					
1	31	一宮市	(仮称)一宮市第1共同調理場整備事業	R2.09.29	R2.11.04	37日	158,000	9,854.39	0.00	3,400,000 (364,054)	6		R2.06.27	
2	31	岡崎市	(仮称)岡崎市西部学校給食センター整備事業	R2.12.04	R3.01.19	47日	158,000	9,637.22	0.00	4,011,000 (210,000)	6		R2.10.22	
3	23	小牧市	(仮称)第3老人福祉センター建設事業	R3.02.19			158,000	7,651.47	19.85	2,345,416 (723,470)	3		R2.11.18	
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
2件			令和2年度認定分			平均所要日数	42	0.00 19,491.61	0.00	7,411,000 (574,054)	12			
3件			令和2年度申請分			平均所要日数	42	0.00 27,143.08	19.85	9,756,416 (1,297,524)	15			

上段(建物)
下段(土地)

- ※
- 1 道路法(昭和27年法律第180号)による道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道若しくは専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)又は駐車場法(昭和32年法律第106号)による路外駐車場
 - 5 国、地方公共団体、土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
 - 21 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設
 - 22 社会教育法による公民館(同法42条に規定する公民館類似施設を除く。)若しくは博物館又は図書館法による図書館(同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。)
 - 23 社会福祉事業法による社会福祉事業若しくは更正保護事業法による更正保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学
 - 24 国、地方公共団体等が設置する病院、療養所、診療所等
 - 31 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設
 - 32 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設
 - 35 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設